

# 令和3年度 流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見

令和2年12月10日

## 1 次世代の育成と担い手への農地利用の集積・集約化

### (1) 担い手・後継者の育成と農業経営支援

農業従事者の高齢化と共に後継者不足が深刻化していることから、後継者同志の意見交換の場や、シニア世代の退職帰農を支援する仕組み作りに取り組まれない。

また、農業従事者や後継者が豊かで魅力ある農業経営ができるよう、担い手への経営規模拡大の支援とあわせて、小規模農地での施設園芸や効率的な農業経営への支援等、市内全体の農業振興につながる施策を構築すること。

### (2) 新規就農者や農地所有適格法人等の農業参入に対する支援

非農家出身の新規就農者や新規就農を目指す方を受け入れることができる体制や研修機会を設けるなど、技術的側面からの支援体制を強化すること。

### (3) 担い手への農地の集積・集約化

担い手への農地利用の集積・集約化を推進するにあたり、地域ごとの農地の状況やニーズ等の必要な情報を引き続き収集すると共に、貸借希望の情報を把握できる農地バンク制度の一層の周知を図ること。

また、生産緑地を貸借できる「都市農地貸借円滑化法による貸借」についても周知を図ること。

### (4) 遊休農地対策の推進

遊休農地の解消と農地の集積・集約化の一層の促進を図るために、農地再生整備に係る市独自の補助制度を広く周知するとともに、再生可能な農地であるかの診断（現地調査、土壌診断等）についても対応を検討すること。

#### (5) 地域の合意形成

地域農業の将来についての方針策定に生かせるよう、「人・農地プラン」の実質化の手続きと同等のアンケート（地域ごとに農業経営の今後についてどのように考えているかなどの農地利用の意向に関する調査）の実施について検討すること。

## 2 地域に即した農業振興施策の実施

### (1) 生産基盤の整備

- ①農業振興地域の指定と、農業の発展に必要な措置が集中的に行われる農業振興地域整備計画の策定について、農業者の意向を踏まえつつ、引き続き検討すること。
- ②安全な農作業環境を維持するため、農道、水路等の補修整備に対応できるように、予算確保を含め、取り組むこと。また、農道の機能維持のための交通規制について検討すること。

### (2) 都市農業の振興

- ①生産緑地指定農地は、市街地の緑地保全と災害時の避難場所確保のため非常に重要な場所であるが、市街地での農業経営には周辺住民の理解が重要である。都市住民と多面的な共生が図られるよう、農業まつり、市民まつり、産業博等で市内農業の現状を広く周知すること。
- ②小中学校を対象にした農業体験や農業を取り入れた授業など、食と生命の大事さが伝えられるよう、学校教育の充実に努めること。
- ③農産物直売所（直売農家）の一層の周知を図るとともに、新たな直売所の設置や流山産農産物のブランド化等について検討すること。

### (3) 安心・安全な農業への取り組み

- ①農薬使用による事故防止のため、農業関係機関と連携し、農薬の適正使用の指導や農薬飛散防止対策の徹底を図ること。
- ②近年の自然災害は、これまでの予測や想定をはるかに超える規模での発生が続いている。防災・減災対策の整備強化を進めるとともに、万が一被災した場合には、十分な支援を行い、意欲的に営農を再開できるような支援対策等の構築を推進すること。

- ③農作業での死亡事故発生件数は依然多い状況となっている。具体的な事故事例を取り上げたり、専門的な人材を招いての講習会を定期的に行うなど、農作業事故発生防止に向けた啓発等の取り組みを強化すること。
- ④新川耕地での物流施設の建設が続いているので、これからも適正な水質管理と監視を実施すること。
- ⑤新川耕地では、開発行為に伴う道路整備により、低速の農耕車も大型自動車が行き交う交通量の多い道路を走行せざるを得ない状況であり、交通事故の増加が懸念される。交通安全対策に万全を期すこと。

#### (4) その他

農業委員会活動が、効率的かつ円滑に行えるよう専門的知識を持った経験豊富な職員の増員を図り、事務局の機能を強化されたい。